

参 考 資 料

令和 8 年 3 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 8 号関係	包括外部監査契約の締結	1
議案第 9 号関係	工事請負契約の締結（生涯学習（多機能）施設整備工事）	7
議案第 10 号関係	工事請負契約の締結（打上川治水緑地再整備工事）	10
議案第 11 号関係	工事請負契約の締結（深谷排水機場エンジン更新工事）	15
議案第 13 号関係	寝屋川市事務分掌条例の一部改正	18
議案第 14 号関係	寝屋川市行政手続条例の一部改正	20
議案第 15 号関係	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	24
議案第 16 号関係	寝屋川市手数料条例の一部改正	32
議案第 17 号関係	寝屋川市手数料条例の一部改正	34
議案第 18 号関係	寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	37
議案第 19 号関係	寝屋川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定	39
議案第 20 号関係	寝屋川市保育士修学資金貸付条例の制定	40
議案第 21 号関係	寝屋川市立こども図書館条例の一部改正	44

内 容		頁
議案第 22 号関係	寝屋川市立消費生活センター条例の一部改正	47
議案第 23 号関係	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	49
議案第 24 号関係	寝屋川市介護保険条例の一部改正	76
議案第 25 号関係	寝屋川市立産業振興センター条例の一部改正	85
議案第 26 号関係	寝屋川市保健所条例の一部改正	87
議案第 27 号関係	寝屋川市立市民交流中核施設条例の制定	89
議案第 36 号関係	市道の廃止	97
議案第 37 号関係	市道の認定	103

(議案第 8 号関係)

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

契約の相手方の略歴・実績 別紙 1

監査委員の意見聴取 別紙 2

監査委員の意見 別紙 3

[根拠法令]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項

令和4年度	大阪府包括外部監査人補助者 〔テーマ〕 警察本部の所管事業に関する財務事務の執行について
	尼崎市包括外部監査人補助者 〔テーマ〕 市税の賦課・徴収に関する事務の執行について
令和5年度	大阪府包括外部監査人補助者 〔テーマ〕 指定出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況について
	尼崎市包括外部監査人補助者 〔テーマ〕 良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について (直近の包括外部監査対象事業を除く)
令和6年度	大阪府包括外部監査人補助者 〔テーマ〕 大阪府営住宅に関する財務事務の執行及び事業の管理について
令和7年度	寝屋川市包括外部監査人 〔テーマ〕 子ども子育て支援事業にかかる事務の執行について
	大阪府包括外部監査人補助者 〔テーマ〕 大阪府立病院機構に関する財務事務の執行及び経営管理について



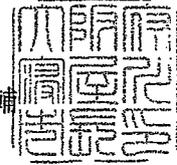
別紙2



監 第 1101 号
令和 7 年 12 月 12 日

寝屋川市代表監査委員
九鬼 康夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



令和 8 年度包括外部監査契約の締結について（協議）

令和 8 年度包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、監査委員の御意見をお伺いいたします。

記

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告のため。

2 契約の相手方

(1) 住所



(2) 氏名

西尾 和則

(3) 資格

弁護士（登録 平成 22 年 12 月 16 日 第 43698 号）

(4) その他

地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に関する欠格事由がない方であります。

3 契約期間の始期

令和 8 年 4 月 1 日

4 契約金額

10,868,000 円を上限とする額

5 契約金額の算定方法

別表のとおり

6 契約金額の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払います。



別 表

基本費用	1,000,000円
執務費用	<p>執務費用は、次の包括外部監査人執務費用及び補助者執務費用の合算額とする。</p> <p>(1) 包括外部監査人執務費用 包括外部監査人が監査に要した執務日数に 90,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、包括外部監査人の執務時間の合計を 7 で除して得た数とする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が 0.5 以上のときは切り上げて、端数が 0.5 未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。</p> <p>(2) 補助者執務費用 外部監査人補助者が監査の事務の補助に要した執務日数に 70,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、外部監査人補助者の執務時間の合計を 7 で除して得るものとする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が 0.5 以上のときは切り上げて、端数が 0.5 未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。</p>
諸経費	<p>150,000 円</p> <p>諸経費は、交通費、印刷費、その他一切の事務費を含む。</p>

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。



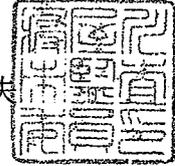
別紙3

監 第 1162 号
令和 7 年 12 月 26 日

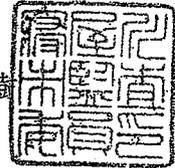
寝屋川市長 広瀬慶輔様

寝屋川市監査委員

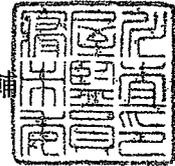
九 鬼 康 夫



廣 岡 芳 樹



奥 大 輔



令和 8 年度包括外部監査契約の締結に係る意見について

令和 7 年 12 月 12 日付監第 1101 号により令和 8 年度包括外部監査契約の締結について、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、意見を求められたため、下記のとおり意見を述べます。

記

本件契約を締結することに異議ありません。



(議案第 9 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 生涯学習（多機能）施設整備工事

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	丸信住宅株式会社	660,000,000	落札	726,000,000

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用した。

[予定価格等]

予定価格

750,908,400 円 (内消費税及び地方消費税の額 68,264,400 円)

低入札価格調査基準価格

690,835,200 円 (内消費税及び地方消費税の額 62,803,200 円)

経 過

令和7年7月25日	制限付一般競争入札の公告
令和7年7月28日 }	入札参加資格審査申請書提出期間
令和7年7月31日	
令和7年9月26日 }	入札
令和7年9月29日	
令和7年9月30日	開札
令和7年10月10日	仮契約の締結

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

「生涯学習(多機能)施設整備工事」工程表

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
工事項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全体工程	▽着工									完成・引渡し▽	
直接仮設工事			材料搬入 (揚重)	材料搬入 (揚重)						清掃・片付け	
解体工事		解体・撤去									
鉄骨工事 防水工事 木工事 金属工事 左官工事 木製建具工事 金属製建具工事 硝子工事 塗装工事 内外装工 ユニット及びその他 工事 昇降機設備工事			壁下地・建具開口鉄骨、天井下地			建具設置、壁ボード貼り、天井ボード貼り	塗装、ビニルクロス			床タイルカーペット貼り 家具、サイン、雑工事 検査	
電気設備工事		既設備解体・撤去			壁内配線			機器取付・調整			検査
機械設備工事		既設備解体・撤去		天井内ダクト・空調設備設置			屋上室外機置場設置	機器取付・調整			検査
発生材処分											

「生涯学習(多機能)施設整備工事」位置図



(議案第 10 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 打上川治水緑地再整備工事

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	岸本建設株式会社		辞退	
(2)	株式会社五大コーポレーション		辞退	
(3)	奈良建設株式会社 大阪支店		辞退	
(4)	林建設株式会社	552,000,000	落札	607,200,000
(5)	株式会社久本組	679,900,000		
(6)	株式会社福田組 大阪支店		辞退	
(7)	株式会社前田組	698,000,000		
(8)	真柄建設株式会社 大阪事業部	643,200,000		
(9)	村本建設株式会社 大阪支店	687,000,000		

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用した。

〔最低の入札額が低入札価格調査基準価格に満たなかったため、低入札価格調査を行って落札者を決定した。〕

〔 予定価格等 〕

予定価格

829,868,600 円 (内消費税及び地方消費税の額 75,442,600 円)

低入札価格調査基準価格

759,612,700 円 (内消費税及び地方消費税の額 69,055,700 円)

経 過

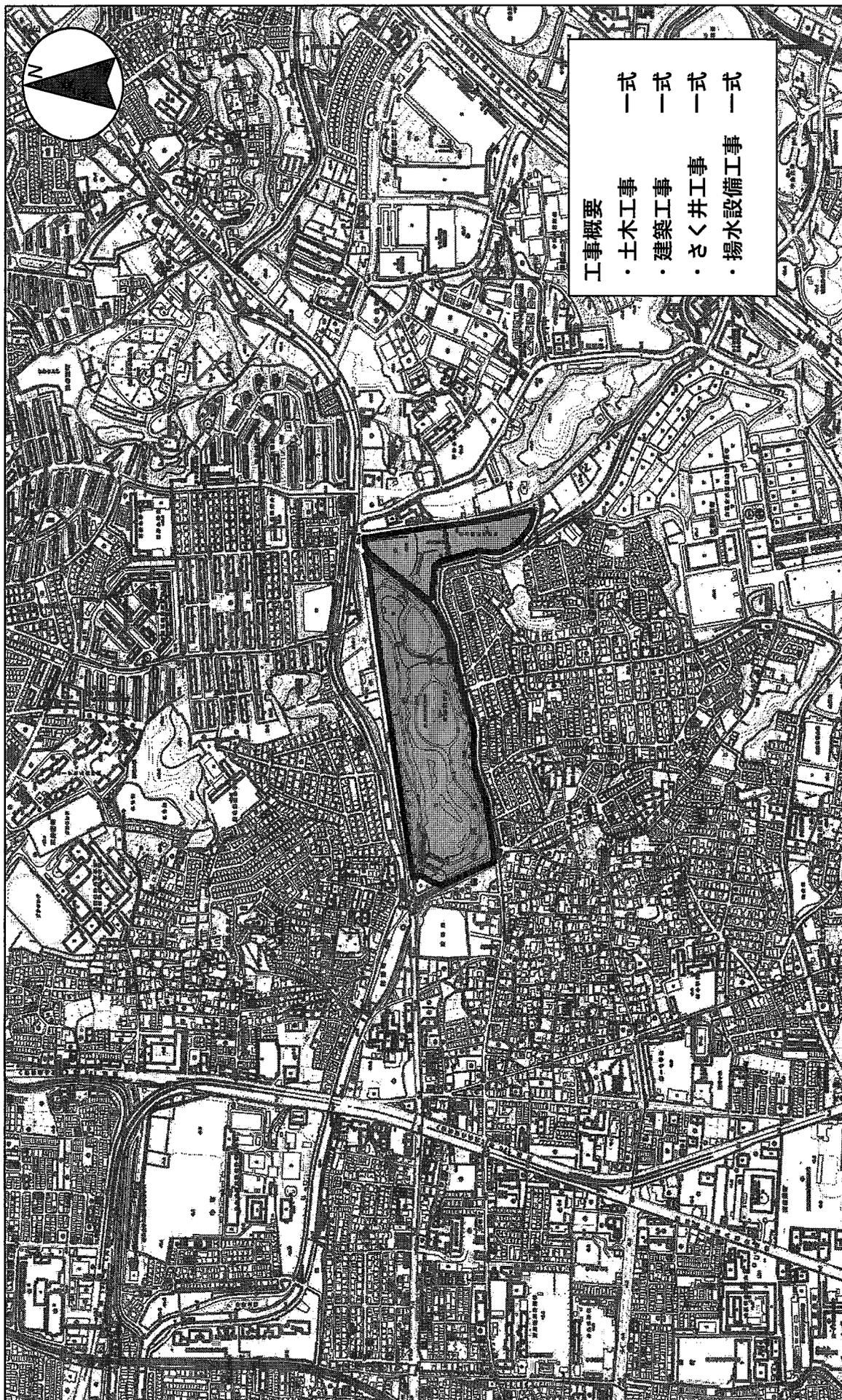
令和 7 年 9 月 5 日	制限付一般競争入札の公告
令和 7 年 9 月 8 日) 令和 7 年 9 月 11 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 7 年 10 月 31 日) 令和 7 年 11 月 4 日	入札
令和 7 年 11 月 5 日	開札
令和 8 年 2 月 5 日	仮契約の締結

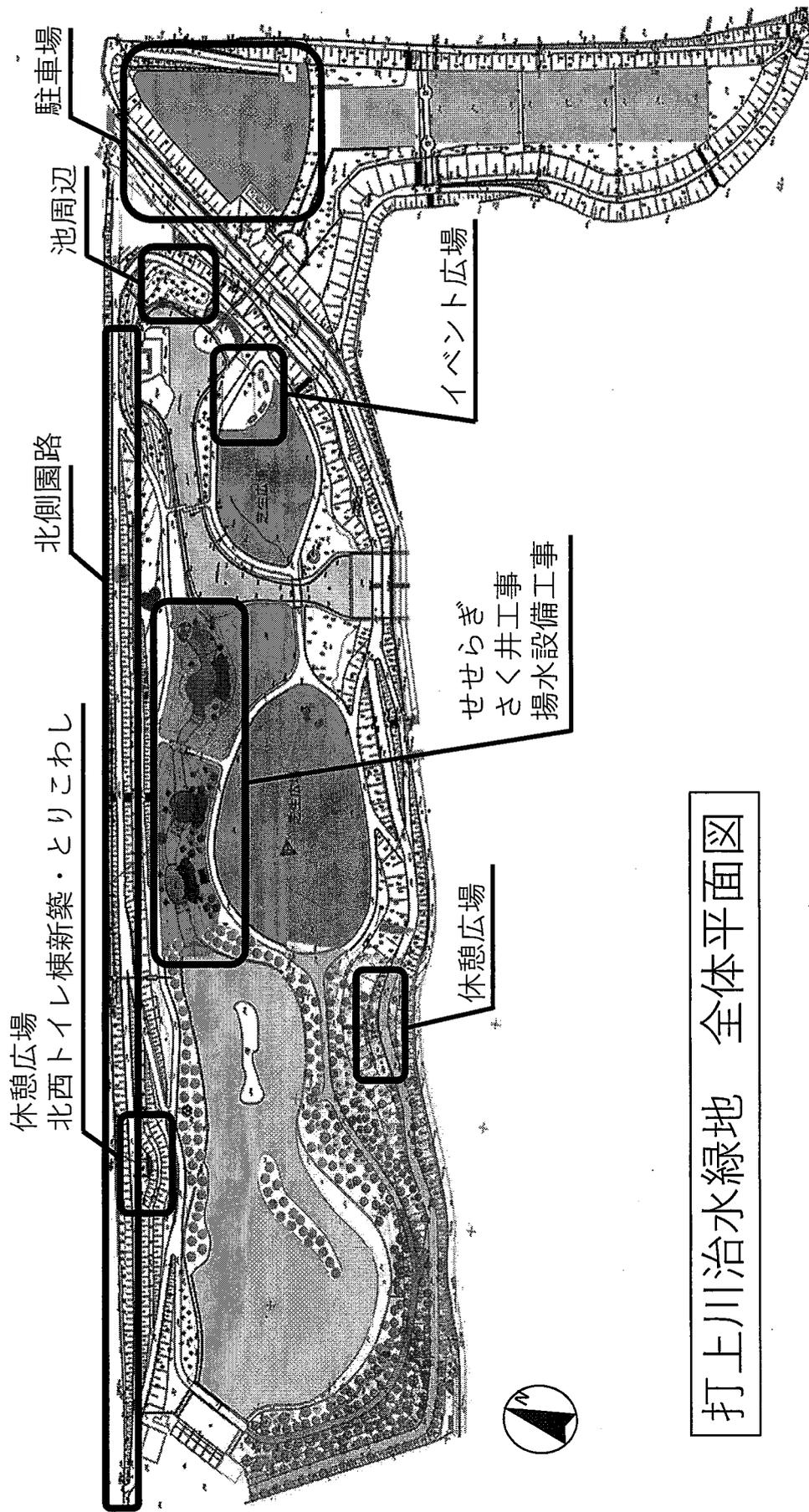
〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

「打上川治水緑地再整備工事」位置図





打上川治水緑地 全体平面図

(議案第 11 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 深谷排水機場エンジン更新工事

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	朝日企業株式会社	189,000,000	落札	207,900,000

[予定価格等]

予定価格

208,308,100 円 (内消費税及び地方消費税の額 18,937,100 円)

最低制限価格

191,643,100 円 (内消費税及び地方消費税の額 17,422,100 円)

経 過

令和 7 年 11 月 28 日	制限付一般競争入札の公告
令和 7 年 12 月 1 日)	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 7 年 12 月 4 日	
令和 8 年 1 月 23 日)	入札
令和 8 年 1 月 26 日	
令和 8 年 1 月 27 日	開札
令和 8 年 2 月 5 日	仮契約の締結

[根拠法令]

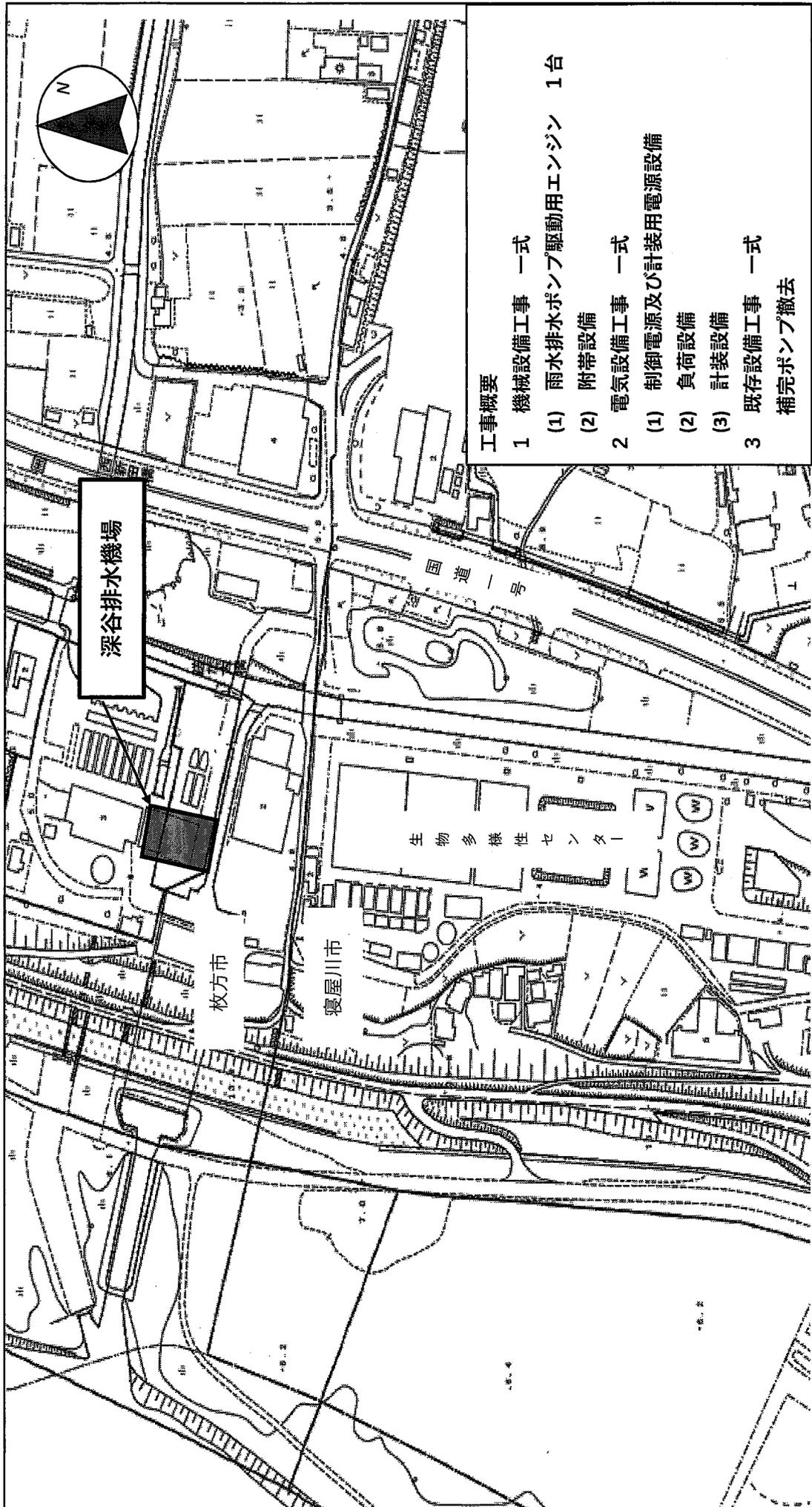
地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

「深谷排水機場エンジン更新工事」 工程表

		令和8年度												令和9年度					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	全体工程																		
	準備工																		
機械設備工事	機器製作 (雨水排水ポンプ駆動用エンジン)																		
	附帯設備																		
電気設備工事	制御電源及び計装用電源設備																		
	負荷設備																		
	計装設備																		
既存設備工事	補充ポンプ撤去																		
	検査																		

「深谷排水機場エンジン更新工事」位置図



(議案第 13 号関係)

寝屋川市事務分掌条例の一部改正

1 改正理由

市民サービス部が分掌する事務である『広聴に関すること』について、経営企画部に移管するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 事務分掌 (第2条関係)

市民サービス部の事務から「広聴」を削り、経営企画部の事務に「広聴」を追加する。

(2) 附則

施行期日 令和8年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市事務分掌条例

No.1

改正案	現行
<p>(事務分掌) 第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 経営企画部 (1)～(4) (略) (5) 広報及び<u>広聴</u>に関すること。 (6) (略) 財務部～危機管理部 (略) 市民サービス部 (1)～(4) (略) (5) _____市民相談に関すること。 市民活動部～都市管理部 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(事務分掌) 第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 経営企画部 (1)～(4) (略) (5) 広報_____に関すること。 (6) (略) 財務部～危機管理部 (略) 市民サービス部 (1)～(4) (略) (5) <u>広聴及び市民相談</u>に関すること。 市民活動部～都市管理部 (略)</p>

寝屋川市行政手続条例の一部改正

1 改正理由

『行政手続法』の改正^{※1}を踏まえ、「聴聞の通知等に関し当事者（名宛人となるべき者等）の所在が判明しない場合」における公示送達^{※2}について、所要の整備を行うため、一部改正を行う。

※1 『デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律』（令和5年法律第63号）により、『行政手続法』など様々な法律で定められている公示送達に関し、公示する事項をインターネットを通じて閲覧することができるようにする改正が行われた。

※2 公示送達の制度

当事者の住所その他送達をすべき場所が不明である場合など、書類の送達が不可能な場合に、所定の公示手続をとり、公示がされてから一定期間が経過した後においては、書類の送達があったものとみなす制度

2 主な改正内容

(1) 聴聞の通知の方式（第15条関係）

公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。

(2) 続行期日の指定（第22条関係）・聴聞に関する手続の準用（第29条関係）

(1)〔公示の方法による聴聞の通知〕の規定を「聴聞の続行期日の通知」及び「弁明の機会の付与の通知」に準用する場合における読替規定の整理を行う。

(3) 附則

施行期日は、令和8年5月21日〔『デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律』の当該改正規定の施行日と同日〕とするほか、(1)及び(2)の通知に関する経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市行政手続条例

No.1

改正案	現行
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法</p> <hr/> <p>によって行うことができる。</p> <hr/> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(新設)</p>

改正案

現行

したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「

_____とき」とあるのは「_____

_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と、第16条第1項中「前

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項、_____第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同項第3号及び_____第4号」とあるのは「同項第3号」_____と、第16条第1項中「前

改正案

現行

条第1項とあるのは「第28条第1項」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第24条第3項及び第36条第2項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時まで」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等まで」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にすする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

条第1項とあるのは「第28条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第24条第3項及び第36条第2項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時まで」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等まで」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。

(議案第 15 号関係)

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1 改正理由

一般職の職員について、通勤手当等の改定及び第二種初任給調整手当を新設するなどのため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 『寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例』の一部改正〈第1条〉

ア 通勤手当 (第14条の4関係)

駐車場等の利用に対する通勤手当を新たに支給する (1か月当たり5,000円上限)。

イ 初任給調整手当 (第2条、第12条の2、第12条の3、第19条関係)

「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、採用日において、給料等が最低賃金を考慮して規則で定める額を下回る場合、その差額を補填するための「第二種初任給調整手当」を新設する。

(2) 『寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例』の一部改正〈第2条〉

企業職員で一般職に属する地方公務員の手当の種類に、「第二種初任給調整手当」を加える。

(3) 附則

施行期日 令和8年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、<u>管理職手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤奨手当及び特殊勤務手当を除いた全額とする。</u></p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額253,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することによりその額を減じて、<u>第一種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、<u>管理職手当、初任給調整手当</u>、<u>扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤奨手当及び特殊勤務手当を除いた全額とする。</u></p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額253,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することによりその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職</p>

改正案	現行
<p>員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第12条の3 <u>新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第14条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるものを減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低賃金を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員の権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p>	<p>員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(新設)</p>

改正案		現行	
<p>4 前3項に規定するもののほか、<u>第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条の4 通勤手当は、次の表の左欄に掲げる職員(次項に規定する者を除く。)に対し、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p>		<p>(通勤手当)</p> <p>第14条の4 通勤手当は、次の表の左欄に掲げる職員(次項に規定する者を除く。)に対し、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p>	
ア	通勤手当支給対象職員	通勤手当の額	通勤手当の額
イ	<p>(略)</p> <p>通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動車、その他市長が特に承認する交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員</p>	<p>(略)</p> <p>25,900円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額にその者の支給対象期間における月数に乗じて得た額</p>	<p>(略)</p> <p>次の各号に掲げる区分に定める額にその者の支給対象期間における月数に乗じて得た額</p> <p>(1) 通勤距離が片道5キロメートル未満 月額 2,000円</p> <p>(2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 月額 4,200円</p> <p>(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロ</p>

改正案	現行
	<p>メートル未満 月額 7,300 円</p> <p>(4) 通勤距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満 月額 10,400 円</p> <p>(5) 通勤距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満 月額 13,500 円</p> <p>(6) 通勤距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満 月額 16,600 円</p> <p>(7) 通勤距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満 月額 19,700 円</p> <p>(8) 通勤距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満 月額 22,800 円</p> <p>(9) 通勤距離が片道 40 キロメートル以上 月額</p>

改正案	現行						
<table border="1"> <tr> <td>ウ</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	ウ	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>25,900円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		25,900円	ウ	(略)
ウ	(略)						
	25,900円						
ウ	(略)						
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の表イ項若しくはウ項に掲げる職員又は前項の規定により回表イ項若しくはウ項の適用を受ける職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額</u></p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、通勤距離が片道2キロメートル未満である職員については、通勤手当は支給しない。ただし、その者が交通機関等若しくは自動車等を使用し、又は両者を併用しなければ通勤することが著しく困難である場合は、第1項の適用を受ける職員にあつては第1項の表の例により、第2項の適用を受ける職員にあつては第2項の例により、前項の適用を受ける職員にあつては前項の例により、通</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、通勤距離が片道2キロメートル未満である職員については、通勤手当は支給しない。ただし、その者が交通機関等若しくは自動車等を使用し、又は両者を併用しなければ通勤することが著しく困難である場合は、第1項の適用を受ける職員にあつては第1項の表の例により</u></p> <p><u>、前項の適用を受ける職員にあつては前項の例により、通</u></p>						

改正案	現行
<p>勤手当を支給する。</p> <p>5 前各項の規定により通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間内に、規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 第15条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当並びに初任給調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるものを減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>勤手当を支給する。</p> <p>4 前3項の規定により通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間内に、規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 第15条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるものを減じたもので除して得た額とする。</p>
<p>2 寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第2条関係)</p>	<p>現行</p>
<p>改正案</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、第二種初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、____、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(議案第 16 号関係)

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

『マンションの建替え等の円滑化に関する法律』の改正（『老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律』（令和7年法律47号））に伴い、引用する法律の名称及び条項に関する規定の整理を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 手数料の徴収（第10条の2関係）

引用する法律の名称を『マンションの再生等の円滑化に関する法律』に改めるとともに、引用する同法の条項を改める。

(2) 附則

施行期日 令和8年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市手数料条例

No.1

改正案	現行
<p>(マンションの再生等の円滑化に関する法律) に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第10条の2 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> (平成14年法律第78号) 第163条第1項の規定に基づき許可の申請に対する審査については、1件につき160,000円の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(マンションの建替え等の円滑化に関する法律) に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第10条の2 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> (平成14年法律第78号) 第105条第1項の規定に基づき許可の申請に対する審査については、1件につき160,000円の手数料を、申請者から徴収する。</p>

(議案第 17 号関係)

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

「来庁しなくてもよい市役所」の推進を目的として、時限的にコンビニ交付サービス等による各種証明書の交付手数料の減額を拡充するとともに、所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) キオスク端末による交付を行う場合等に係る手数料の額の特例（附則第3項関係）

次に掲げる事務に係る手数料について、令和8年5月7日から令和9年3月31日までの間、当該申請がキオスク端末又はオンラインで行われた場合における金額を「10円」に減額する。

ア 戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）の交付

イ 住民票の写しの交付

ウ 戸籍の附票の写しの交付

エ 印鑑登録証明書の交付

オ 課税（非課税）証明書の交付

カ 所得証明書の交付

(2) 戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収（第2条関係）

除籍記載事項証明書の交付に係る手数料について、規定の整理を行う。

(3) 附則

施行期日 令和8年5月7日。ただし、(2)は、公布の日から施行する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市手数料条例

No.1

改正案	現行
<p>(戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍(同法第119条の規定に基づき磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明書の交付証明事項1件につき450円</p>	<p>(戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍(同法第119条の規定に基づき磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明書の交付証明事項1件につき450円(キオスク端末による交付の場合においては、1件につき350円)</p>
<p>(6)～(8) (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(キオスク端末による交付を行う場合等に係る手数料の額の特例)</p>	<p>(6)～(8) (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p>
<p>3 令和8年5月7日から令和9年3月31日までの間、第2条第1号、第8条第2号及び第4号、第13条並びに第14条第2号の規定によりキオスク端末による交付を行う場合又は当該申請が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときにおける交付を行う場合におけるこれらの規定の適用については、第2条第1号中「350円」とあるのは「10円」と、第8条第2号及び第4号、第13条並びに第14条第2号中「200円」</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>とあるのは「10円」とする。</p> <p>附 則 この条例は、令和8年5月7日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 改正理由

『特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準』（内閣府令）の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（第3条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、書面等[※]で行うことと規定されているものについて、電磁的記録により行うことができることとする。

※ 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

(2) 附則

ア 施行期日

令和8年4月1日

イ 経過措置等

本条例の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、市長が定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

No.1

改 正 案	現 行
<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係るものに限る。</u>)及び次項に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置等)</p> <p>2 この条例の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、市長が定める。</p>	<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号) 第1章及び次項に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p>

(議案第 19 号関係)

寝屋川市特定乳児等通園支援事業の運営 に関する基準を定める条例の制定

1 制定理由

『子ども・子育て支援法』に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、制定する。

2 主な制定内容

(1) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（第3条関係）

ア 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、『特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準』（内閣府令）に定めるところによる。

イ 特定乳児等通園支援事業においては、暴力団等とその運営に關与させてはならない。

(2) 附則

施行期日 令和8年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市保育士修学資金貸付条例の制定

1 制定理由

指定保育士養成施設に修学し、将来、市内保育所等において保育士の業務に従事しようとする者に保育士修学資金を貸付け、その修学を支援することにより、保育士の確保を図るため、制定する。

2 主な制定内容

(1) 定義（第2条関係）

本条例における用語の意義を定める。

ア 指定保育士養成施設 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。

イ 市内保育所等 寝屋川市の区域内に所在する保育所その他規則で定める施設をいう。

ウ 保育士等 保育士又は保育教諭をいう。

(2) 修学生の資格（第3条関係）

保育士修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

ア 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会から保育士修学資金の貸付けを受けていること又は指定保育士養成施設の長から推薦を受けていること。

イ 指定保育士養成施設において修学していること。

ウ 指定保育士養成施設を卒業した後、規則で定めるところにより、市内保育所等において、5年以上、保育士の業務に従事しようとする者

(3) 保育士修学資金の月額（第4条関係）

保育士修学資金の額は、月額50,000円以内とする。ただし、修学生1人

につき 1,200,000 円を限度とする。

(4) 貸付期間（第 5 条関係）

保育士修学資金の貸付期間は、指定保育士養成施設に入学する日の属する月から指定保育士養成施設を卒業する日の属する月までとする。

(5) 貸付金の利子（第 6 条関係）

保育士修学資金の貸付金は、無利子とする。

(6) 修学生の申請及び決定（第 7 条関係）

ア 修学生になることを希望する者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

イ 市長は、アの申請があった場合は、修学生に該当するかどうかを審査し、修学生を決定する。

(7) 連帯保証人（第 8 条関係）

修学生は、連帯保証人を立てなければならない。

(8) 貸付けの休止（第 9 条関係）

ア 市長は、次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間の分の保育士修学資金の貸付けを休止することができる。

(ア) 休学したとき。

(イ) 停学の処分を受けたとき。

(ウ) 留年したとき。

イ アの場合において、休学等の期間の分の保育士修学資金として既に貸し付けられた保育士修学資金があるときは、その保育士修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

(9) 貸付けの廃止（第 10 条関係）

修学生が、次のいずれかに該当する場合には、保育士修学資金の貸付けを

廃止する。

ア 死亡したとき。

イ 指定保育士養成施設を退学したとき。

ウ 修学生であることを辞退したとき。

エ 保育士修学資金を必要としない事由が生じたとき。

オ 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。

カ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

キ 偽りその他不正な手段により保育士修学資金の貸付けを受けたとき。

ク その他、市長が必要と認めるとき。

(10) 返還（第 11 条関係）

保育士修学資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が満了した場合又は(9)により保育士修学資金の貸付けが廃止された場合は、規則で定める期間内に、貸付けを受けた保育士修学資金を返還しなければならない。

(11) 返還の猶予（第 12 条関係）

市長は、保育士修学資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続する期間、保育士修学資金の返還を猶予することができる。

ア (12)アによる保育士修学資金の返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

イ 災害・疾病その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めるとき。

(12) 返還の免除（第 13 条関係）

市長は、保育士修学資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、貸し付けた保育士修学資金の全部又は一部の返還の債務を免除することができる。

ア 指定保育士養成施設を卒業した日の翌年の 4 月 1 日（土曜日、日曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときはその翌日）までの間に規則で定めるところにより市内保育所等で保育士等の業務に従事し、引き続き 5 年間（やむを得ない事由により市内保育所等で保育士等の業務に従事できなかった期間を除く。）当該業務に従事したとき。

イ アに規定する期間中に、その業務に起因して死亡したとき又はその業務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき。

ウ その他、市長が特に必要があると認めるとき。

(13) 延滞利子（第 14 条関係）

保育士修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく保育士修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき保育士修学資金の額につき遅延した日の時点の法定利率による延滞利子を支払わなければならない。

(14) 委任（第 15 条関係）

本条例に定めるもののほか、保育士修学資金の貸付けに関し必要な事項は規則で定める。

(15) 附則

施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

(議案第 21 号関係)

寝屋川市立こども図書館条例の一部改正

1 改正理由

こども図書館において乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 事業（第3条関係）

こども図書館が行う事業として、「乳児等通園支援に関すること」を追加する。

(2) 利用することができる者の範囲（第6条関係）

乳児等通園支援を利用することができる者は、現に『子ども・子育て支援法』に規定する乳児等通園支援給付認定を受けている乳児又は幼児の保護者とする。

(3) 乳児等通園支援の使用料（第10条関係）

乳児等通園支援の使用料は、『特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準』（内閣府令）に規定する当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額とし、乳児等通園支援を利用した者は、当該使用料と特定乳児等通園支援費用基準額との差額相当額及び提供される便宜に要する費用の額として規則で定める額を納付しなければならない。

(4) 附則

施行期日 令和8年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立こども図書館条例

No.1

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第3条 こども図書館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乳児等通園支援(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。)</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自習・グループ学習スペース等を利用することができる者の範囲)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>乳児等通園支援を利用することができる者は、現に子ども・子育て支援法第30条の15第2項に規定する乳児等支援給付認定を受けている乳児等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項の乳児又は幼児をいう。)</u>の保護者とす <u>る。</u></p> <p>(子どもの遊びスペース等の利用許可)</p> <p>第8条 子どもの遊びスペースを利用し又は一時預かり事業若しくは乳児等通園支援を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 こども図書館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自習・グループ学習スペース等を利用することができる者の範囲)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(子どもの遊びスペース等の利用許可)</p> <p>第8条 子どもの遊びスペースを利用し又は一時預かり事業若しくは乳児等通園支援を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>

改正案	現行
<p>2 市長は、子どもの遊びスペースの適正な利用又は一時預かり事業若しくは乳児等通園支援の適正な利用を確保するため必要があると認めるときは、子どもの遊びスペースの利用の許可又は一時預かり事業若しくは乳児等通園支援の利用の許可（以下これらを「利用許可」という。）に条件を付することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(乳児等通園支援の使用料)</p> <p><u>第10条 乳児等通園支援の使用料は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条第2項に規定する当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額とし、乳児等通園支援を利用した者は、同項の規定により支払を受ける額及び同条第3項の費用の額として規則で定める額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の規則で定める額について準用する。</u></p> <p><u>第11条～第15条 (略)</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>2 市長は、子どもの遊びスペースの適正な利用又は一時預かり事業 <u>の適正な利用を確保するため</u> 必要があると認めるときは、子どもの遊びスペースの利用の許可又は一時預かり事業 <u>の利用の許可</u>（以下これらを「利用許可」という。）に条件を付することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第10条～第14条 (略)</p>

(議案第 22 号関係)

寝屋川市立消費生活センター条例の 一部改正

1 改正理由

第2次市民サービスの『ターミナル化』推進計画に基づき、消費生活センターを産業振興センター内に移転するため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 位置 (第2条関係)

消費生活センターの位置を、大阪府寝屋川市東大和町2番14号とする。

(2) 会議室 (第8条関係)

消費生活センターに設置する会議室を廃止する。

(3) 附則

施行期日 令和8年10月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立消費生活センター条例

No.1

改正案	現行
<p>(設置) 第2条 (略) 2 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>大阪府寝屋川市東大和町2番14号</u></p> <p>(削る)</p> <p>(委任) 第8条 (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和8年10月1日から施行する。</p>	<p>(設置) 第2条 (略) 2 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>大阪府寝屋川市桜木町5番30号</u> (会議室)</p> <p>第8条 <u>消費生活センターに、会議室を設置し、消費者安全の確保のための使用に供するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の目的により会議室を使用しようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、会議室の使用に關し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>(委任) 第9条 (略)</p>

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

1 改正理由

『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』の施行及び『国民健康保険法施行令』の改正等に伴い、子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収に関する規定の整備を行うとともに、保険料の軽減に係る所得判定基準を改める等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に関する事項（第 11 条の 2 及び第 11 条の 3 関係）

給付に係る申請期間を経過したため、傷病手当金に関する制度を廃止する。

- (2) 子ども・子育て支援納付金に関する事項（第 15 条の 2、第 15 条の 3、第 19 条の 11～第 19 条の 15、第 22 条及び第 22 条の 3 関係）

子ども・子育て支援納付金に関する規定の整備を行う。

- (3) 低所得者の保険料の減額（第 22 条の 2 関係）

『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、低所得世帯に対する保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置に係る所得判定基準を次のイ・ウのとおり改めるとともに、低所得者の保険料の減額に子ども・子育て支援納付金に関する規定の整備を行う。

- ア 7割軽減に係る所得判定基準（現行のまま）

—	基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)
---	---------------------------------------

- イ 5割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 43 万円 + $\frac{30.5}{10}$ 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)
改正後	基礎控除額 43 万円 + $\frac{31}{10}$ 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)

ウ 2割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 43 万円 + $\frac{56 \text{ 万円}}{\text{給与所得者等の数}^* - 1} \times \text{被保険者数} + 10 \text{ 万円} \times$ (給与所得者等の数* - 1)
改正後	基礎控除額 43 万円 + $\frac{57 \text{ 万円}}{\text{給与所得者等の数}^* - 1} \times \text{被保険者数} + 10 \text{ 万円} \times$ (給与所得者等の数* - 1)

* 給与所得者等の数 = 世帯主及び当該世帯に属する被保険者等のうち、給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数

(4) 未就学児の被保険者均等割額の減額（第 23 条関係）

未就学児の被保険者均等割額の減額に子ども・子育て支援納付金に関する規定の整備を行う。

(5) 出産被保険者の保険料の減額（第 24 条関係）

出産被保険者の保険料の減額に子ども・子育て支援納付金に関する規定の整備を行う。

(6) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額（第 25 条関係）

18 歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額を控除する規定の整備を行う。

(7) 附則

ア 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

イ 経過措置

改正後の規定は令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(削る)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金) <u>第11条の2 給与等 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき (新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次条において同じ。))に感染した場合 (発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合を含む。次条において同じ。)に限る。))は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。</u> <u>2 傷病手当金の額は、労務に服することを予定していた日1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の当該被保険者に係る給与等の額の合計額を就労日数で除した額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額 (その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り</u></p>

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第15条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」</p>	<p>り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、当該相当する金額とする。</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>第11条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第15条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第1項第1</p>

改正案	現行
<p>という。)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。))</p> <p>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第15条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第22条の2、第23条及び第24条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事</p>	<p>号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第15条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第22条の2、第23条及び第24条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事</p>

改正案	現行
<p>業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)</u>並びに<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)</u>を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に</p>	<p>業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)<u>並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)</u></p> <p>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>に限る。)<u>を除く。)</u></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に</p>

改正案	現行
<p>る特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第19条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第22条の2、第23条及び第24条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第19条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>る特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに<u>介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第19条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第22条の2、第23条及び第24条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第19条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>

改正案	現行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第19条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (第22条の2及び第24条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額 (以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</p> <p>第19条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額 (第22条の2、第23条、第24条及び第25条の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯 以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第19条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (第22条の2及び第24条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額 (以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

現 行

改 正 案

合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第25条に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第19条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金

(新設)

改 正 案	現 行
<p>賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</p> <p>2 前項の場合において、子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 （子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第19条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 （子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第19条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率</p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p> <p>(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>3 市長は、<u>第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u> <u>第19条の15 第19条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」という。）を超えることができない。</u> (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第16条第1項若しくは第19条の5の3第1項の額（被保険者数が増加し若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、<u>第19条の7第1項の額若しくは第19条の12第1項の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各</u></p>	<p>(新設) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第16条若しくは第19条の5の3の額（被保険者数が増加し若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第19条の7第1項の額 <u>又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第23条第1項</u></p>

改正案	現行
<p>号に定める額、第23条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める</p> <p><u>額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第24条第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第25条第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合には、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第16条第1項、第19条の5の3第1項、第19条の7第1項若しくは第19条の12第1項の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第23条第1項に定める</p>	<p>（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第24条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合には、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第16条第1項若しくは第19条の5の3第1項の額又は第19条の7第1項の額 又は次条第1項各号に定める額、第23条第1項に定める第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の</p>

改正案	現行
<p>に定める額、第24条第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第25条第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所屬者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式</p>	<p>保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号に定める額、第24条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所屬者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項</p> <p>、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式</p>

改正案	現行
<p>等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次</p>	<p>等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次</p>

改正案	現行
<p>号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率</p>	<p>号及び第3号_____において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率</p>

改正案	現行
<p>に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>310,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のも</p> <p>の</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税</p>	<p>に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のも</p> <p>の</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税</p>

改正案	現行
<p>法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第19条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。</p>	<p>法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に560,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案

現行

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者
- アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた

改正案	現行
<p>数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に310,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた</p>	

改 正 案	現 行
<p>数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に570,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア <u>当該掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u></p> <p>ア <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>イ <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>6 <u>第19条の14第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第19条の14第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u> (特例対象被保険者等の特例)</p>	<p>(新設)</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p>

改正案	現行
<p>第22条の3 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第17条第1項、第19条の5の4、第19条の8及び第19条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第17条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第23条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、</p>	<p>第22条の3 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第17条第1項及び前条第1項</p> <p>の規定の適用については、</p> <p>第17条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第23条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、</p>

改正案	現行
<p>当該保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と、「前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援助付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援助付金賦課額」と、「第19条」とあるのは「第19条の14」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の14第2項」と、第2項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の14第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5」と</p>	<p>当該保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と</p> <p>、前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と</p> <p>、 「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と</p>

改正案	現行
<p>5 第2項と、前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第5項各号」と、「第19条」とあるのは「第19条の14」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の14第2項」と、第6項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の14第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額）とする（第6項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第30条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下こ</p>	<p>____、前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（法施行規則第32条の10の2 _____で定める場合には、出産の日。第30条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下こ</p>

改正案	現行
<p>の号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第19条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、<u>前項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第19条の7」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、<u>第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中</u></p>	<p>の号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第19条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、<u>第2項中「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第19条の7」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、<u>第2項中「第19条」とあるのは「第19条の9」と読み替えるものとする。</u> (新設)</p>

改正案	現行
<p>「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第16条」とあるのは「第19条の12」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の14第2項」と読み替えるものとする。</p>	
<p>6・7 (略)</p> <p>8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第19条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>5・6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第19条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と</p>
<p>9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第19条の7」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2</p>	<p>、第6項中「第19条」とあるのは「第19条の9</p> <p>「第19条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第19条の7」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と</p>

改正案	現行
<p>項」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第16条」とあるのは「第19条の12」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第5項各号」と、第7項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第25条 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第19条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第22条の2第5項、第23条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率</p>	<p>一」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 削除</p>

改正案	現行
<p>に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</p> <p>2 第19条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第19条の14第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	

(議案第 24 号関係)

寝屋川市介護保険条例の一部改正

1 改正理由

『介護保険法施行令』の改正に伴い、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことによる令和 8 年度の保険料率の算定について特例を設けるため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準の特例 (附則第 13 条及び第 14 条関係)

令和 8 年度の介護保険の第 1 号保険料の標準段階の判定において、『介護保険法施行令』の改正により第 1 号保険料の標準段階が変わりうる第 1 号被保険者については、改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける。

(2) 保険料の減免 (第 12 条関係)

保険料の減免の申請について、ただし書を追加する。

※ 令和 7 年度非課税者に係る特例減免については、本人の個別申請によらずシステム上での対応を可能としていることから、申請書の提出を不要とする。

(3) 附則

施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市介護保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(保険料の減免)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</p> <p>第13条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正案

現行

令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

現 行

改 正 案

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額と

改正案

現行

し、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定

改正案	現行
<p>する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とす。</p> <p>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>第14条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定については、第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていいる者とみなす。</p> <p>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</p> <p>(2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>(3) <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、か</u></p>	

現 行

改 正 案

- つ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定につ

改正案	現行
<p>いての第5条第1項の規定の適用については、<u>当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

(議案第 25 号関係)

寝屋川市立産業振興センター条例の一部 改正

1 改正理由

第2次市民サービスの『ターミナル化』推進計画に基づき、消費生活センターを産業振興センター内に移転することに伴い、第4セミナー室を廃止するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 使用料の納入(別表関係)

産業振興センターの施設の使用料を定める表から、第4セミナー室についての規定を削る。

(2) 附則

施行期日 令和8年10月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立産業振興センター条例

No.1

改正案		現行			
別表 (第7条関係)		時間区分		金額	
施設名	時間区分	9時から 12時まで	12時から 15時まで	15時から 18時まで	18時から 22時まで
第1セミナー室～ 第3セミナー室 (削る)	(略)				
ITセミナー室	(略)				
備考 (略)					

別表 (第7条関係)		時間区分		金額	
施設名	時間区分	9時から 12時まで	12時から 15時まで	15時から 18時まで	18時から 22時まで
第1セミナー室～ 第3セミナー室 (略)	(略)				
第4セミナー室	(略)	800円	800円	800円	1,000円
ITセミナー室	(略)				
備考 (略)					

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(議案第 26 号関係)

寝屋川市保健所条例の一部改正

1 改正理由

第2次市民サービスの『ターミナル化』推進計画に基づき、保健所機能を保健福祉センター内へ集中配置することから、保健所の位置を変更するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 設置(第1条関係)

保健所の位置を、大阪府寝屋川市池田西町28番22号とする。

(2) 附則

施行期日 規則で定める日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市保健所条例

No.1

改正案	現行
<p>(設置) 第1条 (略) 2 前項の保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>位置 大阪府寝屋川市池田西町28番22号</u> (3) (略)</p> <p>附 則 この条例は、規則で定める日から施行する。</p>	<p>(設置) 第1条 (略) 2 前項の保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>位置 大阪府寝屋川市八坂町28番3号</u> (3) (略)</p>

寝屋川市立市民交流中核施設条例の制定

1 制定理由

市民の生涯学習及び交流に係る活動を推進するとともに、高齢者の福祉を増進する施設として、市民交流中核施設を設置するため、制定する。

2 主な制定内容

(1) 目的及び設置（第1条関係）

市民の生涯学習及び交流に係る活動を推進するとともに、高齢者の福祉を増進するため、大阪府寝屋川市早子町23番1-501号に、市民交流中核施設を設置する。

(2) 事業（第2条関係）

市民交流中核施設においては、生涯学習及び市民相互の交流に係る機会の提供、情報の収集・提供、相談など、生涯学習に係る活動の支援及び市民相互の交流の推進に係る事業並びに寝屋川市立高齢者福祉センター条例に定める事業を行う。

(3) 開館時間及び休館日（第3条関係）

市民交流中核施設の開館時間及び休館日は、規則・教育委員会規則で定める。

(4) 指定管理者による管理（第4条関係）

市民交流中核施設の管理は指定管理者によるものとし、指定管理者は、本条例及び寝屋川市立高齢者福祉センター条例により指定管理者が行うこととされた業務並びに(2)の事業に係る業務、市民交流中核施設及び設備の維持管理に関する業務、そのほか教育委員会又は市長が指定する業務を行うものとする。

(5) 施設及び附属設備（第5条関係）

市民交流中核施設に、施設として「ホール」、「会議室」、「和室」、「音楽室」、

「軽運動室」、「調理室」、「ギャラリー」及び中央高齢者福祉センターを置くほか、施設（中央高齢者福祉センターを除く。）の附属設備として、舞台設備、音響設備、映写設備その他の設備を置く。

(6) 利用許可（第6条関係）

市民交流中核施設の施設等（中央高齢者福祉センターを除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(7) 利用料金（第7条、別表関係）

施設等の利用料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとし、施設等の利用許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

ア 施設の利用料金

利用施設	利 用 料 金 の 額			
	利 用 区 分			
	午 前 〔午前10時から 午後零時30分まで〕	午 後 A 〔午後1時から 午後3時まで〕	午 後 B 〔午後3時30分から 午後5時30分まで〕	夜 間 〔午後6時から 午後9時まで〕
ホール1	4,200円	3,800円	3,800円	5,700円
ホール2	3,800円	3,400円	3,400円	5,100円
ホール3	3,800円	3,400円	3,400円	5,100円
会議室1	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
会議室2	2,700円	2,400円	2,400円	3,600円
会議室3	900円	800円	800円	1,200円
会議室4	600円	600円	600円	900円
和 室	2,400円	2,200円	2,200円	3,300円
音楽室	2,700円	2,400円	2,400円	3,600円
軽運動室	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
調理室	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
ギャラリー1	2,000円	1,800円	1,800円	2,700円
ギャラリー2	900円	800円	800円	1,200円
ギャラリー3	900円	800円	800円	1,200円

備考

- (7) 各区分を続けて利用する場合の利用料金の額は、当該区分の利用料金の額の合計額とする。
- (1) 利用者の住所が寝屋川市の区域外にある場合における利用料金の額は、表に規定する金額の5割相当額を加算した額とする。
- (9) 利用者が入場料等を徴収する場合その他営利目的により利用する場合における利用料金の額は、表に規定する金額の2倍相当額とする。
- (12) 利用区分の時間を超えて利用する場合には、超過1時間（30分以上1時間未満の端数は、これを1時間とする。）につき、表に規定する金額の3割相当額を超過利用料金として徴収する。

イ 附属設備の利用料金

利用附属設備	利用料金の額
舞台設備	一の利用区分につき、2,000円
音響設備	一の利用区分につき、2,000円
映写設備	一の利用区分につき、2,000円
その他の設備	当該設備の種別・内容に応じ、教育委員会 が定める金額

備考

- (7) 「利用区分」とは、アの表に定める「午前」、「午後A」、「午後B」又は「夜間」の利用区分をいう。
 - (11) 利用区分の時間を超えて利用する場合には、超過1時間（30分以上1時間未満の端数は、これを1時間とする。）につき、表に規定する金額の3割相当額を超過利用料金として徴収する。
- (8) 利用権の譲渡等の禁止（第8条関係）
- 利用許可を受けた者は、施設等を利用する権利を譲渡し又は転貸してはならない。
- (9) 特別の設備の設置及び変更の禁止（第9条関係）
- 利用者は、施設等に特別の設備を設け又は変更を加えてはならない。
- (10) 入館の拒否等（第10条関係）
- 指定管理者は、他人に迷惑をかけ又は他人に危害を及ぼすおそれがあるときなどは、市民交流中核施設への入館を拒み、施設等の利用を制限し、若しくは利用許可を取り消し、又は市民交流中核施設からの退館を命ずることがで

きる。

(11) 原状回復の義務（第 11 条関係）

利用者は、施設等の利用を終了したとき又は利用許可を取り消され若しくは退館を命ぜられたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

(12) 損害賠償等（第 12 条関係）

施設等を損傷した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(13) 委任（第 13 条関係）

市民交流中核施設の管理に関し必要な事項（中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除く。）は、教育委員会規則で定める。

(14) 高齢者福祉センター条例の適用（第 14 条関係）

中央高齢者福祉センターの管理に関しては、本条例に規定する事項のほか、寝屋川市立高齢者福祉センター条例中の中央高齢者福祉センターの管理に関する規定を適用する。

(15) 管理を指定管理者に行わせない場合の読替え適用（第 15 条関係）

市民交流中核施設の管理を指定管理者に行わせない場合には、本条例の規定（中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除く。）中「指定管理者」とあるのを「教育委員会」と読み替えて本条例の規定を適用するものとする。

(16) 附則

ア 施行期日 規則・教育委員会規則で定める日

イ 準備行為

指定管理者の指定並びに市民交流中核施設の施設等及び中央高齢者福祉センターの施設の利用に関し必要な行為は、施行前においても本条例及び寝屋川市立高齢者福祉センター条例の規定の例により行うことができる。

ウ 『寝屋川市立高齢者福祉センター条例』の一部改正

(7) 中央高齢者福祉センターの位置を、寝屋川市早子町23番1-501号とする。

(1) 中央高齢者福祉センターの開館時間及び休館日は市民交流中核施設

の開館時間及び休館日とする。また、市長は特別の事情があるときは開館時間及び休館日を変更することができる。

エ 『寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例』の一部
改正

市長及び教育委員会の附属機関として、寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会を設置する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立市民交流中核施設条例の制定

No.1

1 寝屋川市立高齢者福祉センター条例（附則第3項関係）

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
寝屋川市立中央高齢者福祉センター	寝屋川市早子町23番1-501号	寝屋川市立中央高齢者福祉センター	寝屋川市成田町3番6号
寝屋川市立東高齢者福祉センター	寝屋川市明和一丁目1番30号	寝屋川市立東高齢者福祉センター	寝屋川市明和一丁目1番30号
寝屋川市立太秦高齢者福祉センター	寝屋川市太秦元町14番22号	寝屋川市立太秦高齢者福祉センター	寝屋川市太秦元町14番22号
寝屋川市立西高齢者福祉センター	寝屋川市池田西町28番22号	寝屋川市立西高齢者福祉センター	寝屋川市池田西町28番22号
(開館時間) 第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、 <u>寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和8年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立市民交流中核施設（次条第1項において「市民交流中核施設」という。）の開館時間とする。</u>	(開館時間) 第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、 <u>寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和8年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立市民交流中核施設（次条第1項において「市民交流中核施設」という。）の開館時間とする。</u>	(開館時間) 第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。	(開館時間) 第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

改正案	現行
<p>2 市長は、<u>特別の事情があるときは、前項本文に規定する開館時間を変更することができる。</u> (休館日) 第6条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、<u>寝屋川市立中央高齢者福祉センターの休館日は、市民交流中核施設の休館日とする。</u></p> <p>2 市長は、<u>特別の事情があるときは、前項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u> (指定管理者による管理) 第14条 寝屋川市立中央高齢者福祉センター及び寝屋川市立西高齢者福祉センター（以下「指定対象センター」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）により行わせることができる。この場合において、<u>寝屋川市立中央高齢者福祉センターの指定管理者による管理については、寝屋川市立市民交流中核施設条例第4条の規定を適用する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、<u>第5条第2項又は第6条第2項の規定により指定管理者が開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。</u></p>	<p>(新設) (休館日) 第6条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、<u>市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u> (新設) (指定管理者による管理) 第14条 寝屋川市立中央高齢者福祉センター及び寝屋川市立西高齢者福祉センター（以下「指定対象センター」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）により行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、<u>第5条又は第6条の規定により指定管理者が開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。</u></p>

2 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（附則第4項関係）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
執行機関	附属機関	執行機関	附属機関
市長	(略)	市長	(略)
教育委員会	(略)	教育委員会	(略)
市長及び 教育委員会	寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	(新設)	寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会
	寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会		

(議案第 36 号関係)

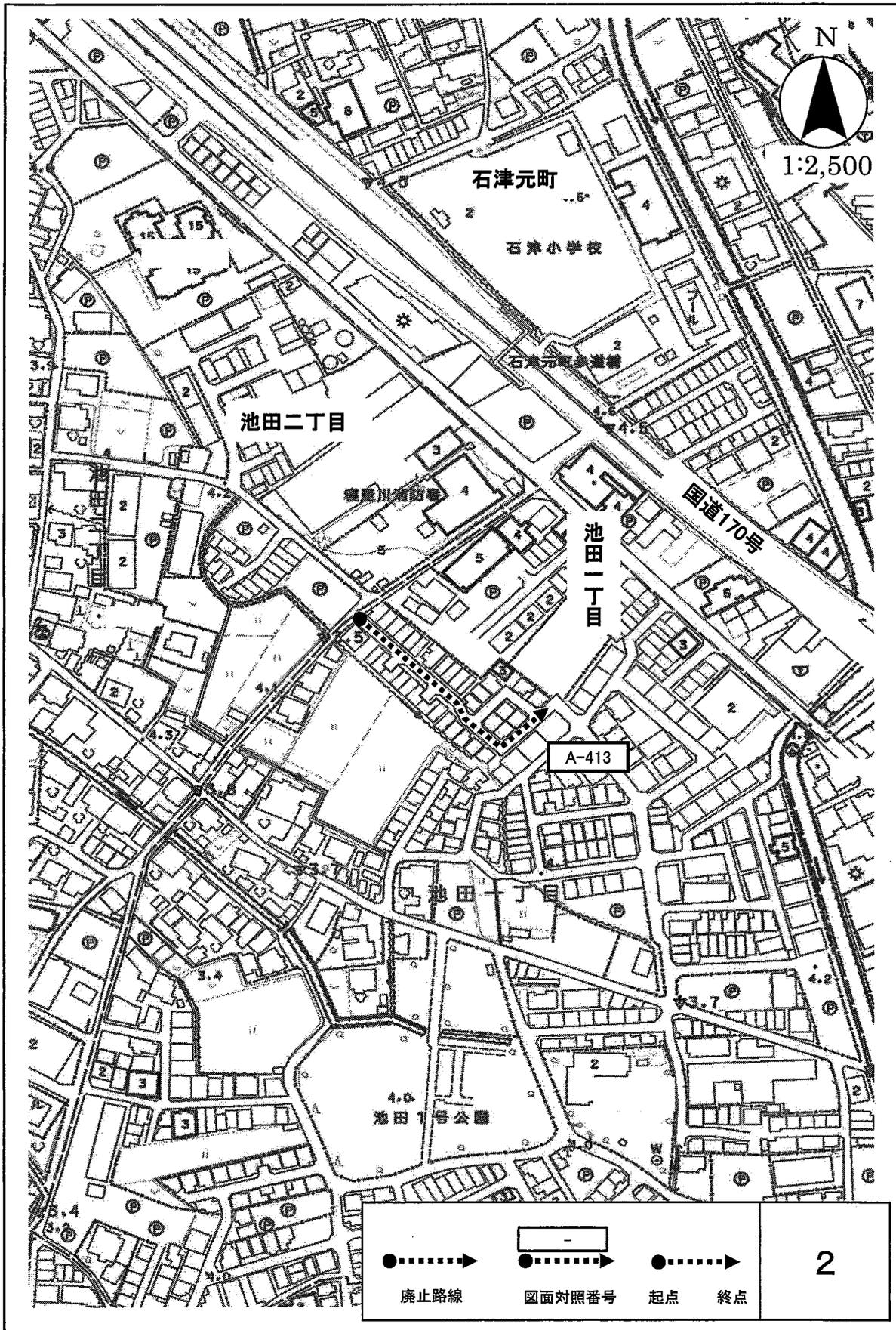
市 道 の 廃 止

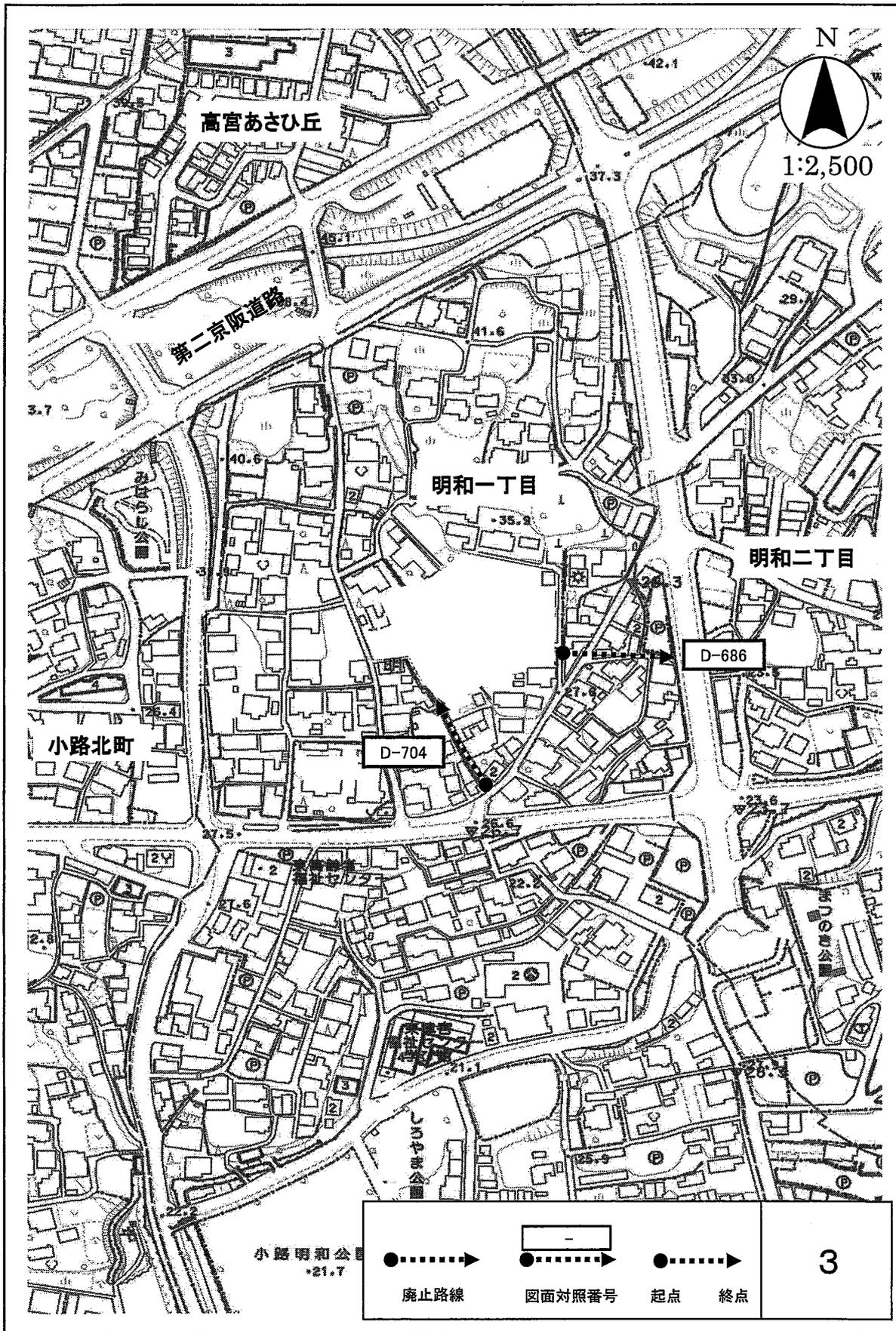
区 分	総 延 長	路 線 数
廃 止 予 定 数 値	458.51 m	5 路 線
現 在 数 値	333,802.30 m	2,153 路 線
廃 止 後 予 定 数 値	333,343.79 m	2,148 路 線

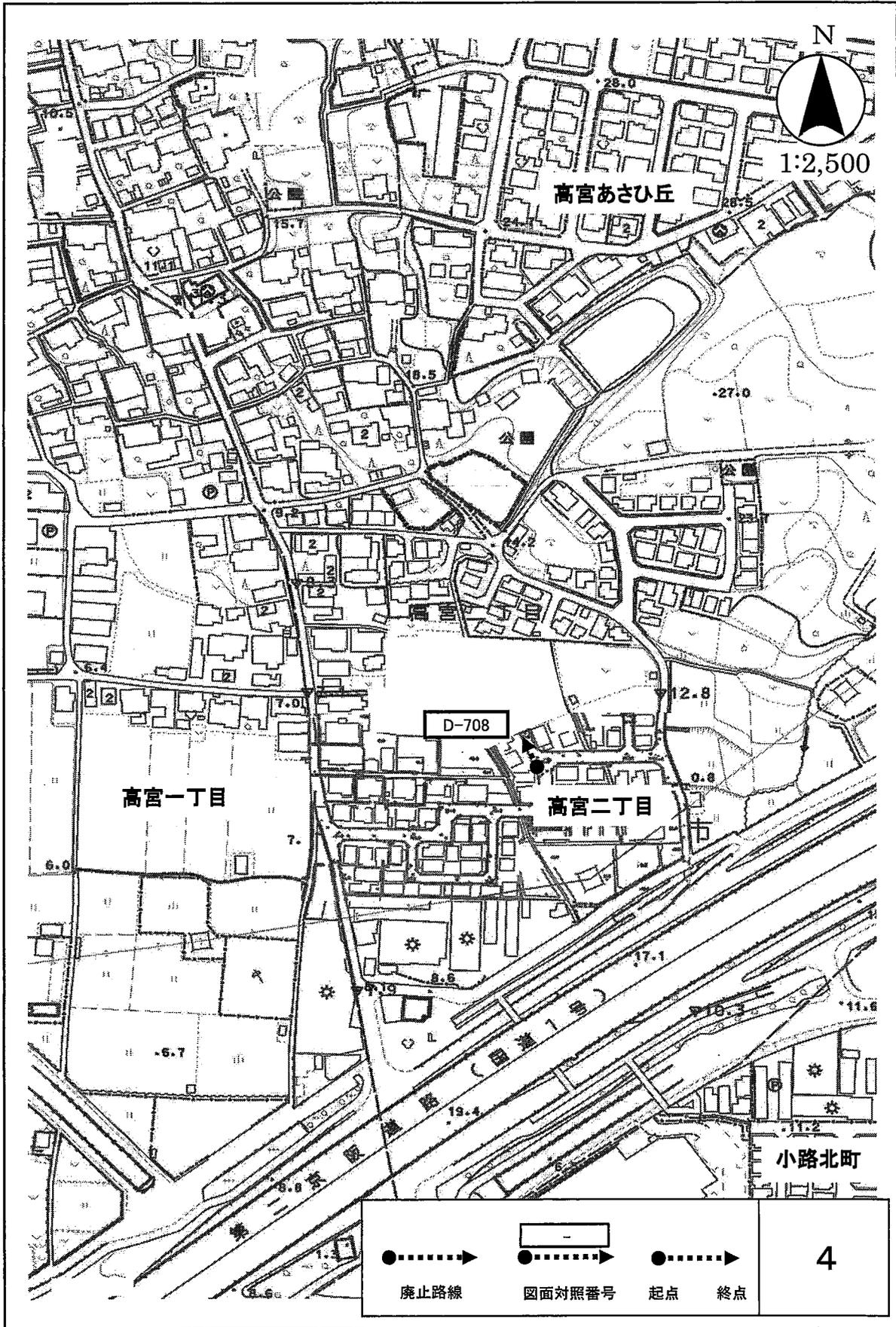
[根拠法令]

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項

図面 対照 番 号	路 線 名	延 長 (m)	幅員 (m)		備 考	図 面 頁
			最 小	最 大		
A-196	石津東2号線	201.00	4.16	5.20	終点の変更による	1
A-413	池田一丁目14号線	132.00	5.10	5.21	終点の変更による	2
D-686	明和一丁目10号線	55.94	6.00	6.00	起点の変更による	3
D-704	明和一丁目12号線	54.74	4.35	6.00	終点の変更による	
D-708	高宮二丁目19号線	14.83	4.70	4.70	終点の変更による	4







(議案第 37 号関係)

市 道 の 認 定

区 分	総 延 長	路 線 数
認 定 予 定 数 値	1,186.42 m	16 路線
廃 止 予 定 数 値	458.51 m	5 路線
現 在 数 値	333,802.30 m	2,153 路線
廃 止 後 予 定 数 値	333,343.79 m	2,148 路線
認 定 後 予 定 数 値	334,530.21 m	2,164 路線

[根拠法令]

道路法第8条第2項

図面対照 番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)		備考	図面頁
			最小	最大		
A-196	石津東2号線	241.15	4.16	5.20	民間開発に伴う終点 の変更による	1
A-413	池田一丁目14号線	136.42	5.10	5.21	民間開発に伴う終点 の変更による	2
B-345	国松41号線	81.85	4.70	6.20	民間開発による	3
B-346	国松42号線	37.16	6.00	6.00	民間開発による	
B-347	国松43号線	63.40	4.70	4.70	民間開発による	
B-348	国松44号線	14.25	4.70	4.70	民間開発による	
B-349	成田町27号線	33.42	5.00	5.00	民間開発による	4
B-350	成田町28号線	24.75	5.00	5.00	民間開発による	
D-686	明和一丁目10号線	147.00	5.00	6.00	民間開発に伴う起点 の変更による	5
D-704	明和一丁目12号線	78.49	4.35	6.00	民間開発に伴う終点 の変更による	
D-708	高宮二丁目19号線	57.70	4.70	4.70	民間開発に伴う終点 の変更による	6
D-721	明和一丁目15号線	110.95	4.70	4.70	民間開発による	5
D-722	高宮二丁目21号線	71.44	4.70	6.70	民間開発による	6

図面 対照 番 号	路 線 名	延 長 (m)	幅員 (m)		備 考	図 面 頁
			最 小	最 大		
D-723	高宮二丁目22号線	55.27	4.70	4.70	民間開発による	6
D-724	太秦元町14号線	14.56	4.70	4.70	民間開発による	7
D-725	河北中43号線	18.61	5.00	5.00	民間開発による	8



